

# 遊休農地を活用して

# 市民農園

## を開設しませんか？

### ①農園利用方式で行う市民農園とは

開設者と利用者の関係・・・農作業の実施（貸付は不可）

開設場所・・・自己所有地（農業振興地域内の農用地を除く遊休農地など）

施設整備・・・特に整備する必要はありませんが、開設に必要な経費は補助金の対象となります。  
（獣害防止柵の設置など、農地整備や施設整備に要する経費）

開設手続き・・・利用者と農園利用契約書を締結（利用条件等は、利用希望者と自由に決めていただくことができます。）

注意点・・・賃借その他の使用収益権の設定・移転は不可。施設整備は農地法の転用手続き要。  
市街化調整区域は都市計画法の制限有

### ②開設を進めるときの留意点

開設場所の選定に当たっては、周辺の営農環境など、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼさないことや、担い手の経営する一団の農用地の集団化が損なわれないようにしてください。

### ③市民農園の紹介

開設された市民農園は、市民からの問い合わせは市のホームページ等で紹介させていただきます。

お問い合わせは

甲賀市農業振興課（電話69-2192）まで  
お気軽にお問い合わせください。

